

感染症法に基づく就業制限の解除に関する取扱いの周知について  
(お願い)

令和4年2月3日  
内閣官房副長官補室

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて、今般、厚生労働省から別添のとおり「就業制限の解除については、宿泊療養又は自宅療養の解除の基準を満たした時点で、同時に就業制限の解除の基準を満たすこととして差し支えないこと」「就業制限の解除については、職場等に証明を提出する必要はないこと」「濃厚接触者の待機期間の解除についても、職場等で勤務を再開するに当たり、証明を提出する必要はないこと」等の事務連絡が令和4年1月31日付で発出されています。

この事務連絡は、これまでの患者や濃厚接触者に関する感染状況のデータを踏まえ、公衆衛生上、許容できるリスクとして厚生労働省において決められたものであり、現下の医療の状況、PCR検査等の需給の状況を鑑み、各省庁所管の業界等に周知していただくことが大変重要です。各省庁におかれましては、別添の厚生労働省の事務連絡に関し、別紙1のひな形を参照していただき、所管の業界等に周知していただくとともに、その結果につきまして、別紙2の様式に記載の上、内閣官房副長官補室宛てへ2月4日（金）15時（厳守）までに報告してください。

ご不明な点がありましたら、下記担当までご質問ください。

回答先：内閣官房副長官補室（03-3581-3688, 03-3581-3495）

菊川参事官：jingo.kikukawa.p2h@cas.go.jp

山下参事官：mamoru.yamashita.b9z@cas.go.jp

山口補佐：toshiki.yamaguchi.v6w@cas.go.jp

佐藤（公）：kohei.sato.s9b@cas.go.jp

吉田（康）：kosuke.yoshita.i2s@cas.go.jp

吉田（令）：rei.yoshida.r5v@cas.go.jp

【参照条文】

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（抄）  
（就業制限）

第十八条 都道府県知事は、一類感染症の患者及び二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者に係る第十二条第一項の規定による届出を受けた場合において、当該感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該者又はその保護者に対し、当該届出の内容その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知することができる。

2 前項に規定する患者及び無症状病原体保有者は、当該者又はその保護者が同項の規定による通知を受けた場合には、感染症を公衆にまん延させるおそれがある業務として感染症ごとに厚生労働省令で定める業務に、そのおそれなくなるまでの期間として感染症ごとに厚生労働省令で定める期間従事してはならない。

3～6 （略）

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）（抄）  
（就業制限）

第十一条 （略）

2 法第十八条第二項の厚生労働省令で定める業務は、次に掲げる感染症の区分に応じ、当該各号に定める業務とする。

一・二 （略）

三 ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。以下単に「重症急性呼吸器症候群」という。）、新型インフルエンザ等感染症、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。以下単に「中東呼吸器症候群」という。）、痘とうそう、特定鳥インフルエンザ及びペスト 飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務及び接客業その他の多数の者に接触する業務

四 （略）

3 法第十八条第二項の厚生労働省令で定める期間は、次に掲げる感染症の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 結核、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ その病原体を保有しなくなるまでの期間又はその症状が消失するまでの期間

二 前号に掲げるもの以外の感染症 その病原体を保有しなくなるまでの期間